



年金

明日のあなたを考えると…
年金はあなたが

主人公です

11月は「ねんきん月間」です。

公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金制度に対する理解を深め、年金をより身近で大切なものとして考えていただくため、「ねんきん月間」が定められています。

年金は自分自身の老後の問題と認識して、あなたのもう一度考えてみませんか。

国民年金や厚生年金などの公的年金制度は、現役で働く人たちの納める保険料が高齢者の生活を支え、高齢者になったときは、次の世代の人たちが納める保険料によって年金を受け取ることができる「世代間扶養」のしくみとなっています。

この公的年金制度は、老後の所得として生涯にわたり支給される終身の年金です。また、万が一の事故や病気で障害が残った時には、受給要件

を満たせば、若い人にも障害年金が支給されます。

老後の生活の基本部分を
ガッチリ支える

公的年金を受給している高齢者世帯の59・9%が公的年金のみで生活されています。

また、公的年金は高齢者世帯の平均所得の70・2%を占めており、老後生活の主要な柱として、なくてはならない存在となっています。

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書の発行について

納付のあった国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が「社会保険料控除」の対象となっており、課税対象所得から控除されます。

控除を受ける際には、保険料を納付したことを証明する書類(証明書または領収証書)を申告書に添付することが所得税法で義務付けられています。

このため、保険料を納付し

たことを証明する書類が必要となることから、社会保険庁では「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」(ハガキ様式)を、11月上旬または翌年2月にお送りすることになっています。

・ 11月送付対象者

1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方

・ 翌年2月送付対象者

10月2日から12月31日までの間に、その年、はじめ国民年金保険料の納付があった方

国民年金保険料の領収証書は大切に!

国民年金保険料の納め忘れなどにより納付が遅れますと、証明額などに記載されない場合があります。

この場合は、領収証書により控除額を自己申告する必要がありますので、国民年金保険料の領収証書は大切に保管してください。

※ なお、年末調整の手続きなどについては、税務署にご確認ください。

問い合わせ

山西西社会保険事務所

国民年金保険料課

☎925-5175

役場町民課住民係

☎985-4106

税

家屋を取り壊した場合の
届出について

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合には、松山地方税务局で建物滅失登記を行うか、役場に届出する必要があります。

これらの届出を忘れると、取り壊した家屋についても翌年度の固定資産税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ

役場税務課資産税係

☎985-4111

パート収入と税金

夫婦で収入のある場合の税金

例えば、夫が会社勤務、妻はパート収入のみの場合を考えてみます。

パート収入は、通常給与所得となり、パートの年収から給与所得控除(最低65万円)を差し引いて求めます。

△夫の配偶者控除・配偶者特別控除について△

妻のパート収入が103万円以下であれば、配偶者控除を受けることができます。

また、妻のパート収入が、103万円を超えても141万円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。なお、配偶者特別控除は、妻のパート収入が増えるにしたがって段階的に減少します。

△妻の税金について△

パート収入が103万円以下であれば、所得税は課税されませんが、町民税は課税される場合があります。